

第4回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和2年6月25日（木）  
（豊岡市役所本庁舎大会議室）  
午後3時開会

議事日程

諸報告

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
番 委員  
番 委員
- 日程第2 会期の決定  
月 日 日間
- 日程第3 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- 日程第4 第15号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第5 第16号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第17号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第18号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第8 第19号議案 農地法第5条第1項ただし書き（第8号）の規定による協議について
- 日程第9 第20号議案 豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について
- 日程第10 第21号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第11 第22号議案 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について
- 日程第12 第23号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

出席委員（18名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 2番  | 森田 強  | 3番  | 平野 薫  |
| 4番  | 宮岡 正則 | 5番  | 平峰 英子 |
| 6番  | 石橋 重利 | 7番  | 栗原 安信 |
| 8番  | 上坂 定  | 9番  | 井谷 勝彦 |
| 10番 | 和田 敏明 | 11番 | 中島 覚  |
| 12番 | 西沢 泰裕 | 13番 | 大坪 豊  |
| 14番 | 高尾 利美 | 15番 | 大谷 均  |
| 16番 | 仲川 弘之 | 17番 | 原 清美  |

18 番 村 田 憲 夫

19 番 大 原 博 幸

欠席委員（1名）

1 番 瀧 下 康 徳

事務局出席職員職氏名

事務局次長……………上 阪 善 晴

主幹兼係長……………古 谷 明 仁

主査……………西 田 弥

会長挨拶

○議長（大原 博幸） 本日は梅雨の最中、ちょうど雨が降りまして、体を休めるにはちょうどいい日になったかなと思うんですけども、本日は第4回の豊岡市農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。稲の方も順調ではないかなと思っているんですが、今年の6月というのはちょっと気温が低くて、分けつが取れずにその年の不作ということに繋がったわけでございますけれども、今年はみなさんのところはいかがでございましょうか。なんとか昨年の出来を挽回するような秋が迎えられることを楽しみにしたいなとこんなふうに思っているところでございます。

今日はみなさんに報告したいことがございまして、実は昨日、県の農業会議の総会がございました。その中から2つ報告したいことがございます。1つは表彰でございます。豊岡市農業委員会が全国農業新聞表彰の優秀農業委員会賞を受賞いたしまして、その表彰状の伝達式がありました。今、手元には表彰状はないんですが、後日郵送で送るということとございまして、また改めて賞状は披露させていただきたいと思っております。なお、副賞といたしまして、ギフトカード5,000円分と言っておられましたけど載っておりますので、またなんらかの形で事務局と相談しながら活用させていただきたいと思っております。

2点目ですけれども、前からもお聞きいただいていると思っておりますけれども、今度、県の組織が変わりまして、従来、県の農業会議というのは一般社団法人兵庫県農業会議ということでやっておりましたけれども、この度、公益社団法人兵庫みどり公社と合併いたしまして、農業会議がみどり公社の中に吸収されるというふうな格好になってやっというところでございます。昨日の総会でそれが承認されまして、作業としましては来年、令和3年4月から新組織が発足するとういうことになっております。新組織の名称等はまだ決っておりませんが、みどり公社が引き継ぐということになって、公益社団法人として名前はこれから決めるようですけども、公益社団法人の中の一つの組織として農業会議という名前を残して事業を継続していくと、こういうことになりそうでございます。あいさつで知事が来ておりまして、知事があいさつで申し上げておりましたけれども、公社という名前はちょっとあれやなあ、機構という名前にしたらどないやというようなことも言っておりましたけれども、まあそれは決っておりますので分かりませんが、

そんな形に来年の4月からなりそうでございます。ただ問題はこれまで農業会議というのは、行政とは一線を画して独立した組織としてやってまいりました。しかし、県の内部組織といえますか、公社というのは県の直営事業の下請け機関ですから、そのなかに入ってしまうということは農業委員会、農業会議の独自性というのがなくなるのではないかと、この心配をしているところでございます。その辺をこれからの作業の中できちっと見守りながらできるだけ農業会議、農業委員会の活動が国とパイプ太く持って、主体的な仕事ができるような、そういう環境に整えていくことが必要ではないかと、こんなことを私も感じたところでございます。これからみなさん方にもいろいろな情報が来るとは思いますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

今日はお手元の資料の内容で議論させていただきたいと思っておりますけれども、どうか十分検討いただきますようよろしくお願ひ申し上げましてあいさついたします。よろしくお願ひいたします。

#### 諸報告

○議長（大原 博幸） 日程に先だち諸報告をします。

欠席・遅刻等の委員を報告します。欠席が1番 瀧下委員でございます。以上、通告を受けております。

#### 行政報告

○議長（大原 博幸） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（大原 博幸） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は18名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第4回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件1件、許可申請案件20件、証明案件5件、届出書受理案件2件、協議案件4件、合計32件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

#### 議事録署名委員の指名

○議長（大原 博幸） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

2番 森田 強 委員

4番 宮岡 正則 委員

以上の委員をお願いします。

#### 会期の決定

○議長（大原 博幸） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第4回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって第4回総会（定例会）は、本日6月25日の1日間と決定しました。

#### 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長（大原 博幸） 日程第3、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」の報告事項を終わります。

#### 第15号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 付議事項に入ります。日程第4、第15号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。現地調査員を代表して、6番 石橋委員、お願いします。

○現地調査員（石橋 重利） 6月12日に事務局2名と平野委員と私と4名で現地調査を行いました。特に問題があることはございません。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番 西沢委員。

○12番（西沢 泰裕） 22番の案件ですけど、この方、以前も日高の方で3条申請出されていたと思うんです。その農地をきちんと管理できている上でまた所有権移転の話があがっているんでしょうか。

○事務局（古谷 明仁） 今回の申請地の隣接地を取得されまして、ゆずをきちんと管理されています。今回横の土地を買われて、みかんを栽培されるということです。

○12番（西沢 泰裕） ありがとうございます。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。よって、第15号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第16号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第5、第16号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、6番 石橋委員、お願いします。

○現地調査員（石橋 重利） これも同様に6月12日に事務局2名と平野委員と私と現地確認を行いました。特に申し上げることはございません。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。よって、第16号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第17号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第6、第17号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、7番 栗原委員、お願いします。

○現地調査員（栗原 安信） 6月15日、都市整備課の方1名と事務局2名、8番 上坂委員の5名で現地調査を行いました。なんら問題ないと思います。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第17号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第18号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長 (大原 博幸) 日程第7、第18号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、6番 石橋委員、お願いします。

○現地調査員 (石橋 重利) これも同様に6月12日に現地確認を行いました。特に申し上げることはございません。以上です。

○議長 (大原 博幸) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第18号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第19号議案、農地法第5条第1項ただし書き（第8号）の規定による協議について

○議長（大原 博幸） 日程第8、第19号議案「農地法第5条第1項ただし書き（第8号）の規定による協議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、7番 栗原委員、お願いします。

○現地調査員（栗原 安信） 6月15日、都市整備課の方1名と事務局2名、8番 上坂委員の5名で現地調査を行いました結果、問題ありません。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第19号議案、「農地法第5条第1項ただし書き（第8号）の規定による協議について」は、原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第20号議案、豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

○議長（大原 博幸） 日程第9、第20号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱



第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」を議題とします。  
事務局、説明願います。

【事務局説明】

- 議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。  
引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。  
現地調査員を代表して、6番 石橋委員、お願いします。
- 現地調査員（石橋 重利） これにつきましても6月12日に現地確認を行いました。  
特に申し上げることはございません。以上です。
- 議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。  
以上で質疑を終結します。  
お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。  
お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。  
よって、第20号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。  
受理書を発行します。

第21号議案、農用地利用集積計画の決定について

- 議長（大原 博幸） 日程第10、第21号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。  
事務局、説明願います。

【事務局説明】

- 議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第21号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第22号議案、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について

○議長 (大原 博幸) 日程第11、第22号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第22号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」は、原案のとおり可決されました。

第23号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

○議長（大原 博幸） 日程第12、第23号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第23号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」は、原案のとおり可決されました。

閉会

○議長（大原 博幸） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和2年度第4回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後4時02分閉会